

兵庫県公報

平成29年5月9日 火曜日 第2898号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	1
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	3
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（砂防課）	4
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
○ 同 上（同）	7
公安委員会告示	
○ 駐車監視員資格者講習の実施	7

告 示

兵庫県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年4月21日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	鏑市地区	平成29年5月9日から 同 月29日まで	篠山市役所

兵庫県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林の所在場所
赤穂郡上郡町赤松字ウエノ山1295の11から1295の15まで、字上之山527の4、528、529
- 指定の目的
土砂の流出の防備

- (1) 配布場所及び申込場所
前記 3 に同じ
 - (2) 配布期間及び申込期間
平成29年 5 月 9 日（火）から同月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号 1
ア 場所
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成29年 5 月29日（月）午前10時から
 - (2) 物件番号 2
ア 場所
丹波市春日町黒井77
氷上高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成29年 5 月30日（火）午後 2 時から
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の 5 以上の額とする。
 - (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
 - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341－7711 内線2655・2550

~~~~~

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第213号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案  
竹田 I（126020128）の項中別図128を改める。  
（この図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
- 2 改正の案の閲覧期間  
平成29年 5 月17日から同月31日まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県但馬県民局 養父土木事務所 河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

## (3) 提出期限

平成29年5月31日まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年7月31日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年5月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 栄町Ⅰ<br>(126020105)    | 朝来市和田山町栄町（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 藤和(1)Ⅰ<br>(126020112) | 朝来市和田山町藤和（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 藤和(2)Ⅰ<br>(126020113) | 朝来市和田山町藤和（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 藤和(1)Ⅱ<br>(126020114) | 朝来市和田山町藤和（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 藤和(2)Ⅱ<br>(126020115) | 朝来市和田山町藤和（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 藤和(3)Ⅱ<br>(126020116) | 朝来市和田山町藤和（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 藤和(4)Ⅱ<br>(126020117) | 朝来市和田山町藤和（別図7のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 藤和(5)Ⅱ<br>(126020118) | 朝来市和田山町藤和（別図8のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 藤和(6)Ⅱ<br>(126020119) | 朝来市和田山町藤和（別図9のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |

|                        |                         |         |          |
|------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 藤和(7)Ⅱ<br>(126020120)  | 朝来市和田山町藤和（別図10の<br>とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 藤和(8)Ⅱ<br>(126020121)  | 朝来市和田山町藤和（別図11の<br>とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 藤和(9)Ⅱ<br>(126020122)  | 朝来市和田山町藤和（別図12の<br>とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 藤和(10)Ⅱ<br>(126020123) | 朝来市和田山町藤和（別図13の<br>とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 藤和(11)Ⅱ<br>(126020124) | 朝来市和田山町藤和（別図14の<br>とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 藤和(12)Ⅱ<br>(126020125) | 朝来市和田山町藤和（別図15の<br>とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 藤和(13)Ⅱ<br>(126020126) | 朝来市和田山町藤和（別図16の<br>とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 藤和(14)Ⅱ<br>(126020127) | 朝来市和田山町藤和（別図17の<br>とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 竹田Ⅰ<br>(126020128)     | 朝来市和田山町竹田（別図18の<br>とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| コリ谷川Ⅰ<br>(226020103)   | 朝来市和田山町藤和（別図19の<br>とおり） | 土石流     | 別図19のとおり |
| 野谷川Ⅰ<br>(226020104)    | 朝来市和田山町藤和（別図20の<br>とおり） | 土石流     | 別図20のとおり |
| 段川Ⅰ<br>(226020106)     | 朝来市和田山町藤和（別図21の<br>とおり） | 土石流     | 別図21のとおり |
| 前谷川Ⅰ<br>(226020107)    | 朝来市和田山町藤和（別図22の<br>とおり） | 土石流     | 別図22のとおり |
| 竹谷川Ⅰ<br>(226020108)    | 朝来市和田山町藤和（別図23の<br>とおり） | 土石流     | 別図23のとおり |
| 柳谷川Ⅱ<br>(226020109)    | 朝来市和田山町藤和（別図24の<br>とおり） | 土石流     | 別図24のとおり |
| 谷川Ⅰ<br>(226020113)     | 朝来市和田山町竹田（別図25の<br>とおり） | 土石流     | 別図25のとおり |
| 恵眼谷川Ⅰ<br>(226020114)   | 朝来市和田山町竹田（別図26の<br>とおり） | 土石流     | 別図26のとおり |
| 城山ノ下川Ⅱ<br>(226020115)  | 朝来市和田山町竹田（別図27の<br>とおり） | 土石流     | 別図27のとおり |

（別図1から別図27までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年5月17日から同月31日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬民局養父土木事務所及び朝来市役所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県但馬県民局 養父土木事務所 河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

## (3) 提出期限

平成29年 5 月31日まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年 7 月31日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市志染町広野八丁目190番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市中央区日暮通四丁目 2 番16—505号  
柏 木 正 男
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年11月 9 日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1—21号（28三木）

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市揖保川町神戸北山字ツクラ16番 1 の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市揖保川町山津屋26番地の 1  
有限会社神戸興産 代表取締役 岸 康 裕
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年 3 月23日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1—24—2号（28たつの）

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第136号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年 5 月 9 日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰 馬 章 夫